

千葉県国土強靭化有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやか国民生活の実現を図るため防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）13条に基づく国土強靭化地域計画の策定にあたり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、千葉県国土強靭化有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

なお、有識者会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された「附属機関」の性質を有しない。

(組織)

第2条 有識者会議は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 有識者会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 有識者会議に副座長を置くことができる。副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は有識者会議の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 有識者会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第4条 有識者会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、有識者会議の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条に規定する不開示情報が含まれる事項に関する審議を行う場合
- (2) 会議を開くことにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営等に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議公開の方法)

第5条 有識者会議の公開は、議場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

- 2 傍聴の受付は、原則として事前申込によるものとする。なお、傍聴希望者が定員を上回った場合は抽選を行い、傍聴人を決定する。
- 3 事前申込で傍聴定員に満たない場合は、当日会場において、当日申込を受付ける。当日申込は、有識者会議開会の15分前に締め切り、その際に定員を

上回る申込があった場合は、その場で抽選を行い、傍聴人を決定する。

4 傍聴者には、会議資料を提供するとともに、会議を公正・円滑に運営するため、「傍聴要領（別紙）」を交付し、会場の秩序維持に努めるものとする。

（会議開催の周知）

第7条 有識者会議の会議を開催するに当たって、事前に開催日時、会議名、議題、開催場所、問い合わせ先（担当課、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法）を、県ホームページに掲載し、県民への周知を図るものとする。

（会議結果の公開）

第8条 有識者会議の会議結果については、有識者会議の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合を除き、原則公開とし、会議終了後県ホームページに掲載するものとする。

（事務局）

第9条 有識者会議の事務局は、千葉県防災危機管理部防災政策課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行する。

別表（第2条関係）

(敬称略、五十音順)

氏名	団体	職
伊村 則子	武蔵野大学工学部	教授
圓崎 直之	一般社団法人千葉県建築士会	会長
大塚 堅	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	総務部安全企画室長
岡澤 正章	イオンリテール株式会社	エリア政策推進本部長
岡本 正和	公益社団法人千葉県医師会	事務局長
國枝 一武	成田国際空港株式会社	総合安全推進部 部長
黒岩 正典	一般社団法人千葉県銀行協会	専務理事
小柴 祥司	千葉県市長会 千葉県町村会	事務局長 常務理事
小関 常雄	新日鐵住金株式会社君津製鉄所	総務部人事総務室上席主幹
鈴木 大作	千葉県土地改良事業団体連合会	副会長常務理事
高橋 満徳	日本赤十字社千葉支部	事業部長兼 救護福祉課長
土田 鋼太郎	東京電力株式会社	千葉総支社長
東郷 康次郎	東京ガス株式会社	千葉支社長
鳥越 隆	東日本電信電話株式会社	千葉支店長
西川 茂雄	一般社団法人千葉県トラック協会	専務理事
榛澤 芳雄	日本大学	名誉教授
星 正三	一般社団法人千葉県経済協議会	専務理事
松澤 一美	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	常務理事
宮脇 健太郎	明星大学工学部	教授
森永 幹	日本放送協会千葉放送局	副局長

別紙

千葉県国土強靭化有識者会議傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方で、事前申込をされた方は、受付を済ませ、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 事前申込による傍聴希望者が定員に達しない場合、当日申込を受け付けます。
その際、当日傍聴希望者に用意した座席数を超えた場合は、受付終了後(会議開始の15分前)、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 有識者会議が非公開として決定した議事は傍聴することが出来ませんので、傍聴者は事務局の指示に従い退室願います。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、有識者会議の座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。